

NPO基盤強化事業（市民活動支援業務）業務委託契約に係る企画提案競技の実施要領

1 業務の名称

NPO基盤強化事業（市民活動支援業務）

2 業務の目的及び内容

「NPO基盤強化事業（市民活動支援業務）業務委託仕様書」のとおり

3 予算上限額

1, 135, 000円（予定）

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 企画提案競技の参加資格

告示第485号で定められた資格要件のとおり。

6 企画提案競技日程

令和7年4月 4日（金）	告示
令和7年4月11日（金）	説明会（7参照）
令和7年4月14日（月）	質問票提出期限（9参照）
令和7年4月18日（金）	企画提案競技参加申込書提出期限（8参照）
令和7年4月25日（金）	企画提案競技参加決定通知（10参照）
令和7年5月16日（金）	企画提案書提出期限（11参照）
令和7年6月 2日（月）	プレゼンテーション審査（12参照）
令和7年6月上旬	契約締結

7 説明会

(1) 開催日時

令和7年4月11日（金）午後1時30分から（参加は、前日までの事前申込みとします。下記の問い合わせ先まで電話にてお申し込みください。）

(2) 開催場所

鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所東別館2階201会議室
電話 099-216-1204

(3) その他

説明会への参加は、企画提案競技参加の要件ではない。

8 企画提案競技参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和7年4月4日（金）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

下記アからカまでの書類を各1部提出すること。ただし、本告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、エ及びオの書類の提出を省略することができる。なお、本告示の日現在の内容を記載すること。

ア NPO基盤強化事業（市民活動支援業務）業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 会社概要書（様式第2）

ウ 本市が発行する市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）

エ 法人の登記簿謄本又は全部事項証明書

オ 印鑑登録証明書（写しでも可）

カ 事業実績（様式第3）

(4) 提出方法

提出場所に持参、郵送又は宅配便の方法により提出しなければならない。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(5) 提出場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部市民協働課（東別館2階）

電話 099-216-1204

9 質問票の受付及び回答

仕様書の内容、提出書類の記入方法について質問がある場合は、質問票（様式第6）を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月14日（月）正午

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

shi-kyo@city.kagoshima.lg.jp

(4) 質問への回答

令和7年4月17日（木）までに市ホームページに掲出する。

10 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、令和7年4月25日（金）に郵送及びメールにより通知する。

11 参加決定者による企画提案書の提出

(1) 提出書類

下記アからウまでの書類を提出すること。なお、書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出すること。

ア 企画提案書（様式任意）

- ・ A4判、横書き、左綴じとする。
- ・ 全体的なコンセプト、事業目的・ねらい、事業の詳細（具体的内容）、スケジュールを明記すること。

イ 業務実施体制調書（様式第4）

ウ 見積書（様式第5）

- ・ 詳細に積算すること。

(2) 提出期間

令和7年4月25日（金）から同年5月16日（金）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 提出部数

正本：1部、副本：6部

- ・ 正本の表紙には住所、会社名、代表者名を記入し、押印すること。
- ・ 副本には、会社名、住所、会社を特定できるマーク（社章）等は記載せず、企画提案競技参加決定通知で示す略称を用いること。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出方法

提出場所に持参、郵送又は宅配便の方法により提出しなければならない。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

- (6) 提出場所
8 (5)に同じ

1 2 委託業者の選定等に関する事項

(1) 選定方法

鹿児島市市民局市民文化部契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価し、本業務を委託するのにふさわしい業者を選定する。

(2) 審査項目

- ア 的確性
- イ 実現性
- ウ 事業効果
- エ 見積の妥当性
- オ 総合評価

(3) プレゼンテーション審査の実施について

企画提案書の記載内容等についてのプレゼンテーション審査を次のとおり行う。

なお、企画提案競技参加者が多数の場合は、企画提案書等の書類審査により第一次評価を行い、選出した上で、第二次評価としてプレゼンテーション審査を行う可能性がある。

ア 実施日

令和7年6月2日（月）予定

イ 実施場所

7 (2)に同じ

ウ その他

- ・詳細な日程・会場等については、当該審査の対象となる企画提案競技参加者に別途通知する。
- ・企画提案書の内容を補足するために、パワーポイント等を使った発表も可能とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は書面にて個別に通知する。

1 3 業務の委託

選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する。（随意契約）

契約締結前に、業務内容等の具体的協議を行うこととする。協議により、企画提案で示された内容を一部変更することがある。

なお、書類の提出以降、企画提案競技に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者

の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、企画提案競技に参加できない。

また、選定された者が、契約に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

1 4 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、すべて当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出書類は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。